

令和7年度 第3回静岡県環境審議会

日時 令和8年1月26日(月)午後1時30分～
会場 県庁本館4階特別会議室(Web併用)

次 第

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

- ・太田川圏域流域水循環計画の策定

※下線(計画案)は別冊資料
[資料1-1, -2, -3]

(2) 諮問事項

- ・第4次静岡県環境基本計画の改定
- ・第5次静岡県循環型社会形成計画の策定

[資料2-1, -2, -3]
[資料3-1, -2, -3]

(3) 報告事項

- ・企画部会審議結果
- ・温泉部会審議結果

[資料4]
[資料5]

3 その他(県からの報告事項)

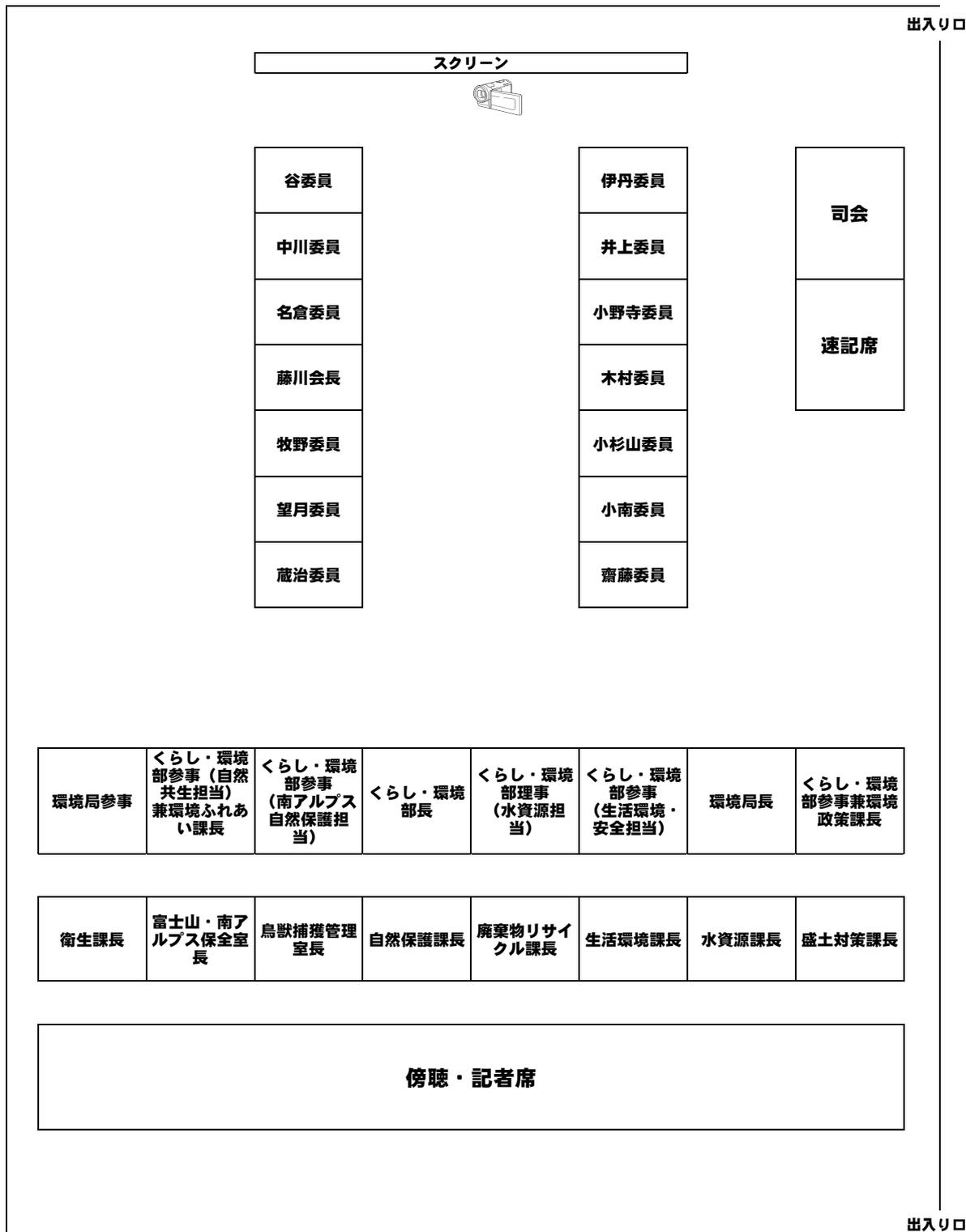
- ・県有ふれあい施設(榛原ふるさとの森)の自然共生サイトの認定取得
- ・ツキノワグマ対策
- ・有機フッ素化合物(PFAS)環境実態調査
- ・リニア中央新幹線静岡工区に係る県の動き

[資料6]
[資料7]
[資料8]
[資料9]

4 あいさつ

5 閉会

令和7年度第3回環境審議会 座席表



令和7年度 第3回静岡県環境審議会 委員一覧

(令和6年8月1日～令和8年7月31日)

氏名	職業・役職等	所属部会									出欠
		企画	水質	公園	鳥獣	温泉	水循環	希少	地下水	廃棄物	
秋本 智彦	静岡県農業協同組合中央会農政官農部長				○						×
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部教授		○	○			○				Web
伊丹 雅治	静岡県議会危機管理くらし環境委員長			○		◎					○
井上 隆夫	一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長	○									○
小野寺 郷子	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会副代表理事	○									○
亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	○		○							×
木村 浩之	静岡大学大学院理学領域教授			○		○			○		○
小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部准教授			○	◎			○			○
小南 陽亮	静岡大学大学院教育学領域教授			○	○			◎			○
五明 玲子	特定非営利活動法人サステナ・ジャパン理事・事務局長	○									Web
近藤 多美子	(株)環境アセスメントセンター調査計画部長			○	○			○			×
齋藤 寛	東海大学海洋学部長	○	○								○
塩沢 秀明	静岡県環境保全協会副会長		○						○	○	×
○谷 幸則	静岡県立大学食品栄養科学部教授		○				○				○
中川 教子	静岡県消費者団体連盟副会長	○								○	○
○名倉 光子	NPO法人とうもんの会理事				○						○
◎藤川 格司	常葉大学名誉教授	○					○		◎		○
牧野 正和	静岡県立大学食品栄養科学部教授	◎								○	○
望月 鉄彦	静岡県森林組合連合会代表理事常務	○			○						○
山本 早苗	常葉大学社会環境学部教授		○				○		○		Web

(特別委員)

蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科教授						◎				○
--------	--------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---

(敬称略、五十音順 ◎:会長 ○:副会長 ※所属部会欄の◎は部会長)

静岡県環境審議会 特別委員一覧

氏名	職業、役職等	所属部会								
		企画	水質	公園	鳥獣	温泉	水循環	希少	地下水	廃棄物
秋山 雅幸	公益社団法人静岡県産業廃棄物協会専務理事									○
稲葉 大輔	館山寺温泉旅館組合長（静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合常務理事）					○				
今泉 文寿	静岡大学大学院農学領域教授						○			
勝又 立雄	日本野鳥の会東富士支部事務局				○					
金澤 俊二郎	一般社団法人静岡県猟友会会長				○					
川嶋 尚正	日本魚類学会会員							○		
絹村 敏美	静岡県土地改良事業団体連合会専務理事						○			
蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科教授						◎			
小泉 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構フェロー				○					
佐々木 信博	一般社団法人伊東温泉協会副理事長					○				
佐藤 高	掛川市くらし環境部環境政策課長									○
佐藤 弘和	静岡市環境局環境保全課長								○	
佐藤 元昭	熱海温泉組合組合長（静岡県温泉協会副会長）					○				
澤井 謙二	静岡県立森林公園ビジターセンター館長				○					
白井 和伸	静岡昆虫同好会幹事							○		
杉山 靖	伊豆温泉組合理事					○				
曾根 博倫	株式会社静鉄ストア取締役人事総務部部长									○
外山 昭廣	浜名湖養魚漁業協同組合代表理事組合長								○	
高瀬 進	静岡県漁業協同組合連合会常任理事		○							
高柳 威晴	林野庁静岡森林管理署長			○	○					
田中 邦典	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長			○						
田中 博通	東海大学名誉教授						○			
手塚 泰宣	梅ヶ島温泉旅館組合副組合長					○				
濱田 禎	国土交通省中部地方整備局企画部長		○	○	○					
林 信濃	常葉大学経営学部経営学科准教授									○
原 京	静岡県温泉協会修善寺支部長（静岡県温泉協会副会長）					○				
日向 孝夫	丸富製紙株式会社専務取締役								○	
平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会会長									○
正木 孝志	河津温泉協会組合長（静岡県温泉協会常務理事）					○				
益子 保	益子温泉調査事務所代表					○				
松本 健作	静岡理工科大学理工学部土木工学科教授								○	
宮崎 一夫	遠州自然研究会事務局担当理事			○				○		
山川 陽祐	筑波大学生命環境系助教						○			
渡邊 恵子	NPO法人エコハウス御殿場事務局局長									○

（敬称略、五十音順）

令和7年度第3回静岡県環境審議会 県側出席者一覧

所 属 ・ 職 名			氏 名	
くらし・環境部	くらし・環境部長		縣 茂樹	
	くらし・環境部理事 (水資源担当)		望月 康史	
	くらし・環境部参事 (生活環境・安全担当)		伏見 武真	
	くらし・環境部参事 (南アルプス自然保護担当)		西室 康二	
	くらし・環境部参事兼環境政策課長		佐藤 信太郎	
	くらし・環境部参事(自然共生担当)兼 環境ふれあい課長		大川井 敏文	
	環境局	環境局長		清 真人
		環境局参事		小林 泰之
		自然保護課長		寺澤 暢
		鳥獣捕獲管理室長		浅見 一浩
		富士山・南アルプス保全室長		松野 照人
		廃棄物リサイクル課長		西尾 清仁
		生活環境課長		加茂 元哉
		水資源課長		望月 良英
盛土対策課長		岩本 仁志		
健康福祉部	生活衛生局	衛生課長	阿部 冬樹	

○静岡県環境審議会条例

平成6年7月22日

条例第23号

静岡県環境審議会条例をここに公布する。

静岡県環境審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定に基づき、静岡県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序によりその職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(会議)

第6条 審議会は会長が、部会は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審議会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、くらし・環境部において処理する。

(一部改正〔平成7年条例1号・9年1号・14年2号・19年1号・22年4号〕)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(静岡県公害防止条例の一部改正)
- 2 静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成7年3月20日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。
(静岡県立自然公園条例の一部改正)

- 3 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(静岡県自然環境保全条例の一部改正)

- 4 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成14年3月28日条例第2号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

令和 8 年 1 月 26 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県環境審議会水循環保全部会
部会長 蔵治 光一郎

太田川圏域流域水循環計画の策定について（報告）

令和 7 年 6 月 4 日付け環水第 139 号による諮問を受け、静岡県環境審議会から当部会に対し付託されたこのことについて、審議した結果、別添のとおり結論を得たので報告します。

「太田川圏域流域水循環計画」の策定

(環境審議会 水循環保全部会)

1 審議の状況

令和7年度第1回静岡県環境審議会において審議の付託を受けた「太田川圏域流域水循環計画」の策定について、水循環保全部会は以下のとおり審議を行った。

回	月日	出席者	審議事項
第2回	令和7年8月29日	7人	現状と課題
第3回	令和7年11月26日	7人	理念、将来目指すべき姿、目標、施策、指標
第4回	令和8年1月9日	9人	太田川圏域流域水循環計画(案)

2 策定の趣旨等

(1) 策定趣旨

太田川圏域における「流域水循環計画」は、圏域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例に基づくとともに、静岡県環境審議会答申「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」(令和6年1月31日)に沿って策定した。

(2) 計画策定の着眼点

- ・太田川圏域では、国、県、市町及び関係団体等が水循環に関する様々な課題に対して各々で計画を策定し、施策を実施している。
- ・本計画の策定に当たっては、各々の主体が、圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、更には、既存施策において未対応の課題が見出された場合には、それを新たな取組につなげる。

(3) 計画期間

2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間

3 計画(案)の概要

(1) 現状と課題

水質、水量、災害・治水、自然環境及び暮らしの5分類における現状を把握しそれぞれの課題を明らかにした。

(2) 理念及び将来目指すべき姿

現状と課題を踏まえ、太田川圏域流域水循環協議会(以下「協議会」という。)等での協議や住民アンケートにより、理念や将来目指すべき姿の案を設定した。

【太田川圏域の理念】

暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る
 ～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～

【太田川圏域が目指すべき健全な水循環の姿】

- ◆ 清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復
- ◆ 水循環の恵みを受ける産業と暮らしの調和のとれた発展
- ◆ 水災害（水害・土砂災害・渇水・津波等）の被害軽減

(3) 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

健全な水循環の姿を目指すため、更には、圏域の理念の実現に向けて、協議会での協議等を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復に関する目標を定めた。

(4) 目標を達成するために実施する施策

健全な水循環の維持又は回復に関する目標を達成するため、水循環に関連する各部局等の取組を整理した上で、協議会等での協議を行い実施すべき 24 施策を位置づけた。施策の実施に当っては、「流域総合水管理」の考え方にに基づき、流域治水・水利用・流域環境の間に相乗効果や利益相反の関係が生じる可能性があることに留意し、施策間の相互調整を図りながら実施するよう努めることとする。

(5) 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

計画の確実な推進のための指標及び目標値を設定した。

- ・ 目標の達成状況を把握する「健全な水循環の状態を表す指標及び目標値」
- ・ 施策の進捗状況を把握する「施策の進捗状況を管理する指標及び目標値」



太田川圏域流域水循環計画（案）

[要約版]

令和●年●月

静岡県

1. 流域水循環計画とは

● 健全な水循環

水循環とは、「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること」をいいます。

「健全な水循環」とは、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態でめぐり続ける水循環です。水循環を健全に保つことが、持続的な社会を築く上で極めて重要になります。

そのため、施策の効果と影響を明らかにしながら、流域に関わるさまざまな立場の人々が地域の水循環のあり方を考え、総合的かつ一体的に取り組むことが必要です。



健全な水循環の概念図

出典：内閣官房水循環政策本部事務局（2022）「令和4年度版水循環白書」

● 流域水循環計画の策定

健全な水循環の保全に係る様々な課題等に対応するためには、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、「流域治水」・「水利用」・「流域環境」の間の「利益相反の調整」や「相乗効果の発現」を図ることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」に取り組む必要があります。

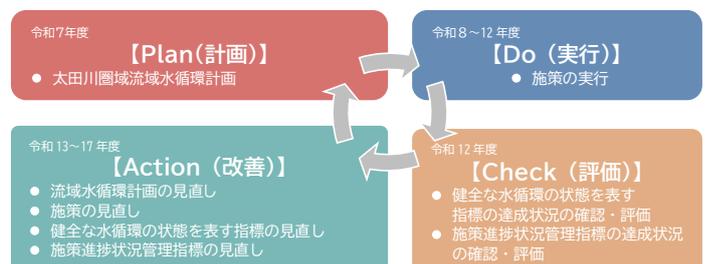
本県では、流域治水、水利用及び流域環境の保全等に取り組むあらゆる関係者が、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域毎に流域水循環計画を定めます。

● 本計画のねらい

本計画のねらいは、太田川圏域の理念や将来目指すべき健全な水循環の姿を共有することです。国、県、市町の各関係部局により構成する「太田川圏域流域水循環協議会」により、取組の連携や新たな課題の検討を進めるとともに、有識者の意見や関係団体等の活動状況等を踏まえて施策を推進していきます。

● 計画期間

計画期間を10年として、策定から5年後に中間評価を実施し、当該時点での水循環を取り巻く状況を踏まえ、PDCAサイクルによって指標や目標値を再検討します。



計画の推進

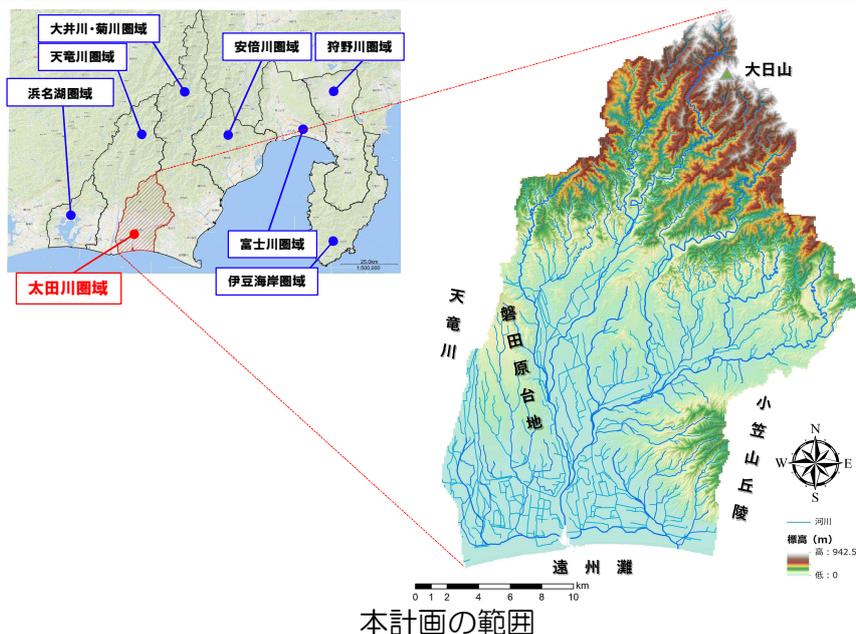
2. 太田川圏域の概要

● 太田川圏域の範囲と概要

一級河川や主要な二級河川の水系を中心とした複数の河川を包含する地域を基本単位とし、人の活動による水の利用状況も考慮して、県内に8つの圏域を設定しました。本計画で対象とする太田川圏域は、小笠山丘陵から磐田原台地にかけての一带の地域であり、太田川水系、弁財天川水系及び前川水系の流域を対象とする面積 549km² の圏域になります。

太田川圏域の概要

対象水系	太田川水系、弁財天川水系、前川水系
圏域面積	549km ² （太田川水系：488km ² 、弁財天川水系：44km ² 、前川水系：17km ² ）
関係市町	磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町
土地利用（R3 現在）	森林：約 46%、農地：約 28%、市街地：約 22%、水面：約 3%、その他：約 1%
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 太田川水系の流域や河川空間には比較的良好な自然が残っており、様々な魚類や鳥類等が生息する豊かな生物相が形成されている。 弁財天川水系は流路のほとんどが標高 2m 程度の低平地を流れる。 前川水系は低平地に端を発し、途中、弁財天川に分流した後に西流し遠州灘に注ぐ。
主な水利用 （地表水）	上水 遠州広域水道、大井川広域水道 農水 天竜川下流用水、大井川用水、牧之原用水、太田川上流用水 工水 中遠工業用水、東遠工業用水
主な水利用 （地下水：湧水を含む）	年間単位利用量 62.0mm/年 （R3 地下水等利用量を圏域の陸域面積 531.9km ² で割り、年単位に換算した値） ※R3 地下水等利用量（地下水調査報告書（令和5年度版）より） 磐田市：62,281m ³ /日（圏域外(旧豊田町の一部)を含む） 掛川市：11,941m ³ /日（圏域外(旧大東町)を含む） 袋井市：11,731m ³ /日 森町：4,450m ³ /日



出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ）」、国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータ、静岡県地理情報システム/Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbLより作成

3. 太田川圏域の現状と課題

● 5つの分類からみた現状と課題

分類	現状	課題
水質	・公共用水域の水質は、近年は全ての観測地点でほぼ環境基準を達成している	・公共用水域の水質維持
	・地下水塩水化が解消されていない地点がある	・地下水塩水化の状況監視
	・大規模な降雨後に太田川ダムに滞留している濁水の放流の長期化や、上下流域の斜面崩落による濁水が発生している	・太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策
	・農業用水や浄水場に流入する水に混入する泥等が増加している	・河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明
水量	・太田川水系だけでなく、天竜川水系や大井川水系における取水制限の影響を受ける	・取水制限時の適正な水利調整
	・地下水の実績採取量は利用可能量を下回っており、適切な量を採取している	・地下水採取量、地下水位等の監視
	・水道用水は、大井川広域水道や遠州広域水道からの受水割合が大きい	・バックアップ体制や応急給水体制の整備
災害・治水	・気候変動の影響に伴う降雨の激甚化による水害等が発生している	・流域治水 ^{※1} の取組による水害等の被害の最小化
	・圏域内で土砂災害が多く発生しており、また山地災害危険地区も点在しているため、土砂災害対策が進められている	・土砂災害危険箇所の整備率向上
	・気候変動や南海トラフ地震などの災害リスクの増大により、遠州灘海岸における防潮堤整備の必要性が高まっている	・防潮堤整備の推進
	・遠州灘海岸の侵食が発生している	・サンドバイパス ^{※2} 等による侵食対策
自然環境	・人々の生活や周囲の環境に広く寄与している森林の適切な管理・整備、保全が進められている	・地域の実情に応じた森林の公益的機能 ^{※3} の維持・増進
	・山間部から河川空間、ため池、干潟、沿岸部等に至るまで豊かな生物相が形成されている	・山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全
暮らし	・多面的機能支払交付金活動面積が大きく、活動が広がっている	・農業・農村の有する多面的機能 ^{※4} の発揮
	・河川空間の利用が盛んであり、リバーフレンドシップ ^{※5} をはじめとする協働活動や情報発信等が盛んである	・河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	・雨水・再生水利用施設数が少ない	・雨水・再生水利用の支援策の活用促進

※1 流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方
※2 サンドバイパス	構造物等の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所に投入する方法
※3 森林の公益的機能	森林のもつ様々な機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の6つを総称している。
※4 農業・農村の有する多面的機能	農産物を供給するという本来の農業・農地の役割と、農業・農村のもつ様々な公益的機能（洪水防止、流量安定、大気調整、生物多様性保全、伝統文化継承等）を総称している。
※5 リバーフレンドシップ	県が管理する河川の一定区間において、住民、利用者等がリバーフレンドとなり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした協働事業

● 施策や取組による対応状況

課題に対して、現状の関連計画等において対応がなされています。一方で、現状の対応が十分でない課題は、新たな対応や連携が必要になります。

5つの分野の課題は、圏域内でそれぞれ関連性があります。各課題の解決に向けた取組の実施に当たっては、他の課題との関連性を考慮するとともに、それぞれの取組の関係者と連携を図ることが重要です。

分類	課題	現状の取組		緊急性 評価	地域性 評価
		行政	民間		
水質	公共用水域の水質維持	○	■	○	○
	地下水塩水化の状況監視	○	■	○	△
	太田川ダム濁水放流の長期化に対する対策	○	■	○	■
	河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明	△	△	△	△
水量	取水制限時の適正な水利調整	○	■	■	○
	地下水採取量、地下水位等の監視	○	■	○	○
	バックアップ体制や応急給水体制の整備	○	■	■	△
災害・治水	流域治水の取組による水害等の被害の最小化	○	△	○	○
	土砂災害危険箇所の整備率向上	○	■	△	○
	防潮堤整備の推進	○	■	△	○
	サンドバイパス等による侵食対策	○	■	△	■
自然環境	地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進	○	○	○	○
	山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全	○	○	○	○
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮	○	○	■	○
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働	○	○	■	○
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進	○	■	△	△

【凡例】

現状の取組 ○：対応策の記載がある △：課題は把握されているが対応策が明確でない ■：記載がない

緊急性評価 ○：長期的に取り組むべき課題 △：中期的(概ね10年間)に取り組むべき課題

■：短期的に取り組むべき課題

地域性評価 ○：全圏域に共通の課題 △：複数の圏域に共通の課題 ■：太田川圏域独自の課題

4. 太田川圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿

● 理念

静岡県水循環保全条例第3条「基本理念」を踏まえ、民間団体等や有識者の意見を参考にし、本計画の理念を定めました。

暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る

～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～

● 目指すべき健全な水循環の姿

民間団体等へのアンケート結果や有識者の意見を参考として、3つの目指すべき健全な水循環の姿を定めました。

清らかで豊かな流れをはぐくむ 自然環境の維持又は回復

分類	対応する課題
水質	公共用水域の水質維持
	地下水塩水化の状況監視
	太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策
	河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明
水量	取水制限時の適正な水利調整
	地下水採取量、地下水位等の監視
	バックアップ体制や応急給水体制の整備
自然環境	地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進
	山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進

水災害（水害・土砂災害・濁水・津波等）の 被害軽減

分類	対応する課題
水量	取水制限時の適正な水利調整
	地下水採取量、地下水位等の監視
	バックアップ体制や応急給水体制の整備
災害・治水	流域治水の取組による水害等の被害の最小化
	土砂災害危険箇所の整備率向上
	防潮堤整備の推進
	サンドバイパス等による侵食対策
自然環境	地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進
	山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進

水循環の恵みを受ける産業と 暮らしの調和のとれた発展

分類	対応する課題
水質	公共用水域の水質維持
	地下水塩水化の状況監視
	太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策
	河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明
水量	取水制限時の適正な水利調整
	地下水採取量、地下水位等の監視
	バックアップ体制や応急給水体制の整備
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進

5. 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

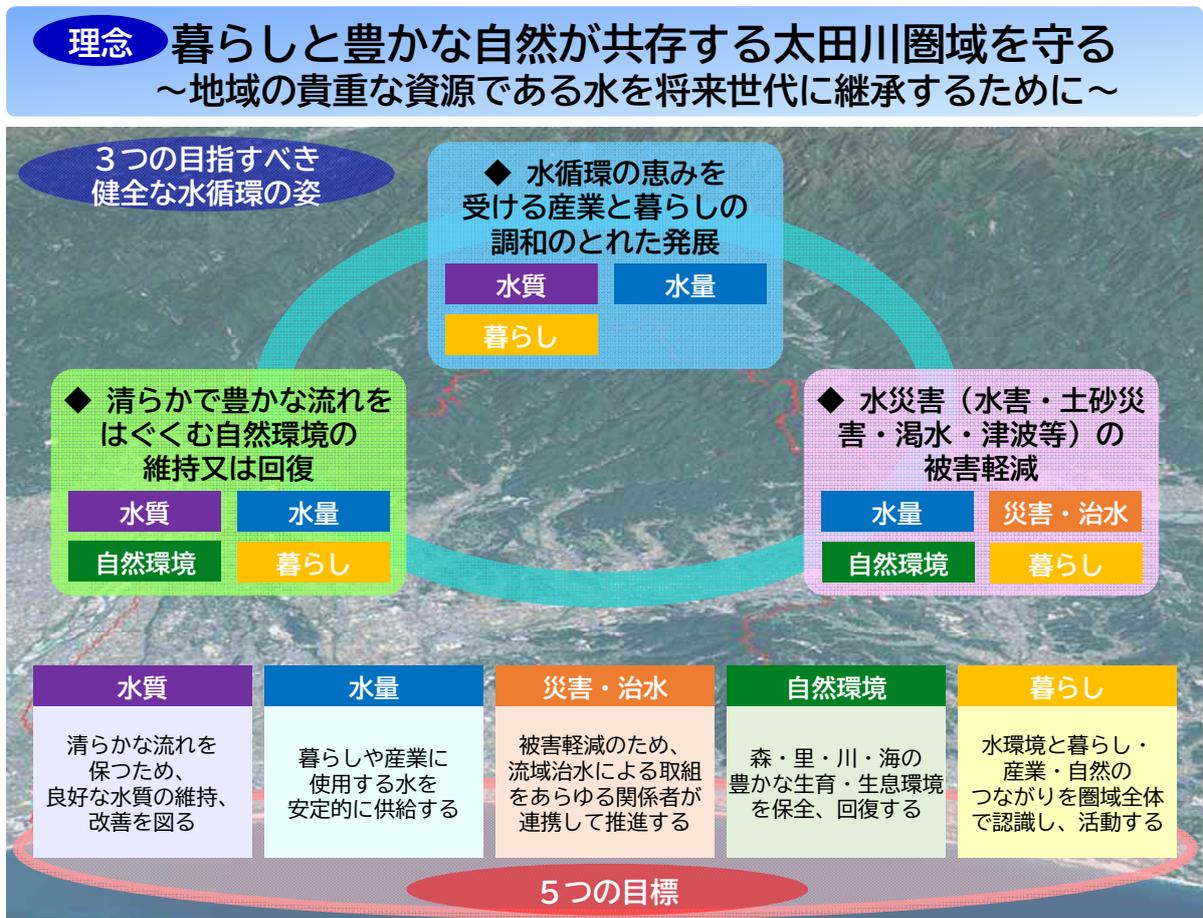
● 健全な水循環の維持又は回復のための目標

施策を効果的に推進し、理念や姿を達成するため、5つの分類ごとに目標を定めました。

分類	目標
水質	清らかな流れを保つため、良好な水質の維持、改善を図る
水量	暮らしや産業に使用する水を安定的に供給する
災害・治水	被害軽減のため、流域治水による取組をあらゆる関係者が連携して推進する
自然環境	森・里・川・海の豊かな生育・生息環境を保全、回復する
暮らし	水環境と暮らし・産業・自然のつながりを圏域全体で認識し、活動する

● 将来目指すべき健全な水循環の姿と目標の関係

太田川圏域では、5つの目標を達成することで、健全な水循環の姿を目指します。将来目指すべき健全な水循環の姿は、それぞれ複数の目標と関連があることから、施策の効果的な実施に当たっては、全体を見通して取り組む必要があります。



将来目指すべき健全な水循環の姿と目標の関係

出典：国土地理院撮影（2021年）の空中写真を加工して作成

6. 目標を達成するために実施する施策

● 施策の実施に当たって

設定した5つの「健全な水循環の維持又は回復に関する目標」を達成するため、「流域総合水管理」の考え方にに基づき、流域治水・水利用・流域環境の間に生じる相乗効果や利益相反の關係に留意し、施策間の相互調整を図りながら、下表に掲げる24の施策を実施します。

● 水質の目標に対する施策

施策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
①流域別下水道整備総合計画等に基づく汚濁負荷削減対策の実施	—	—	—
②中遠地域地下水利用対策協議会による地下水障害の監視	—	—	—
③太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施	⑪、⑫、⑬、 ⑭、⑮	—	—
施策実施に関連する計画	天竜川左岸流域別下水道整備総合計画 等		

● 水量の目標に対する施策

施策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
④天竜川水利調整協議会、大井川水利調整協議会における適時適切な調整の実施	—	—	—
⑤太田川ダム濁水情報連絡会における情報提供及び水利使用者間の情報共有	—	⑩	○治水協定による関係利水者との情報共有方法及び緊急時の連絡体制の明確化
⑥適切な地下水管理の推進	⑬、⑭、⑯	—	—
⑦自己水源の整備・維持	—	—	—
施策実施に関連する計画	静岡県環境基本計画、各市町水道ビジョン・水道事業経営戦略 等		

● 災害・治水の目標に対する施策

施策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
⑧水災害対策プラン等による対策実施	—	—	—
⑨河川整備計画に基づく河川整備・改修	—	⑮	○河川整備計画、河川整備基本方針に基づく生息環境への配慮(瀬淵の保全・復元、砂州・干潟の保全、ワンドの創出等)
⑩治水協定に基づくダムの洪水調節機能の強化(事前放流等)	—	⑤	○治水協定による関係利水者との情報共有方法及び緊急時の連絡体制の明確化
⑪土砂災害防止施設の整備の推進	③、⑬、⑭	—	—
⑫山腹崩落地、荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進	③、⑬、⑭	⑮	○野生動植物の生息・生育環境の保全、創出に向け、地域の特性に応じた森林の管理の推進
⑬土地改良施設・農業用ため池の耐震化や更新整備、保全の推進	⑮、⑯	—	—

施 策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
⑭「田んぼダム」の実施	⑳	—	—
⑮雨水貯留・浸透施設の整備	—	—	—
⑯森の防潮堤づくりの推進	—	—	—
⑰サンドバイパス等による侵食対策	—	⑳	○福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステム検証委員会における対策検討（アカウミガメ産卵時期におけるサンドバイパスシステム稼働時間の短縮）
施策実施に関連する計画	太田川水系河川整備計画、太田川水系流域治水プロジェクト、 （各河川）水災害対策プラン、掛川治水プラン、袋井市かわプログラム、 いわた流域治水共創プロジェクト、美しいふじのくにインフラビジョン、 静岡県森林共生基本計画 等		

● 自然環境の目標に対する施策

施 策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
⑱森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進	③、⑥、⑪、⑫、⑲	—	—
⑲造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援	③、⑥、⑪、⑫	—	—
⑳生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保	③、⑬、⑲、⑳	⑨、⑫、⑰	○河川整備計画、河川整備基本方針に基づく生息環境への配慮（瀬淵の保全・復元、砂州・干潟の保全、ワンドの創出等） ○野生動植物の生息・生育環境の保全、創出に向け、地域の特性に応じた森林の管理の推進 ○福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステム検証委員会における対策検討（アカウミガメ産卵時期におけるサンドバイパスシステム稼働時間の短縮）
施策実施に関連する計画	静岡県森林共生基本計画、＜改訂版＞ふじのくに生物多様性地域戦略 等		

● 暮らしの目標に対する施策

施 策	相乗効果が発現されうる施策	相互に調整が必要な施策	調整内容
㉑多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援	⑥、⑬、⑭、⑳、㉒	—	—
㉒リバーフレンドシップによる沿川の住民による堤防の草刈や河川の清掃活動支援	㉑	—	—
㉓フォレストツーリズム等を通じた森林とのふれあいの機会の醸成	⑱、㉑	—	—
㉔雨水利用・雨水貯留等に対する補助金制度の活用促進	—	—	—
施策実施に関連する計画	静岡県農業農村みらいプラン 等		

7. 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

● 指標の設定の考え方

計画の推進のため、2つの指標を設定して目標の達成状況、施策の進捗状況を管理します。

指標の種類		設定の考え方
健全な水循環の状態を表す指標	目指すべき健全な水循環の姿に到達するために設定した、「5つの目標」の達成状況を評価するための指標	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取組を実施した結果、健全な水循環の維持までは回復が図られているかを表す指標 目標値は、関連計画と調整、整合させて設定 把握・評価には、指標のモニタリングが必要
施策の進捗状況を管理する指標	目標を達成するために必要な「施策」の実施状況を把握、管理するための指標	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、関係者が実施する施策の実施量を設定 把握・評価には、指標のモニタリングが必要

● 目標及び施策の指標

分類	施策	指標	目標値	年度
水質	汚濁負荷削減対策の実施、地下水障害の監視等	【健全な水循環の状態を表す指標】 ・水質環境基準達成(BOD,COD)	100% (8地点)	毎年度
		【施策の進捗状況を管理する指標】 ・地下水取水基準の見直し	完了 (中遠地域)	令和10年度
水量	利水関係者との適時適切な調整の実施、適切な地下水管理の推進等	【健全な水循環の状態を表す指標】 ・地下水適正揚水量の確保	実績採取量 120千m ³ /日以下 (中遠地域)	毎年度
		【施策の進捗状況を管理する指標】 ・地下水取水基準の見直し ・自己水源の整備、維持	完了 (中遠地域) 2箇所 (圏域内)	令和10年度 令和17年度
災害・治水	河川整備・改修、森林整備・治山事業の推進等	【健全な水循環の状態を表す指標】 ・水害及び土砂災害による死者数	0人※ (圏域内)	毎年度
		【施策の進捗状況を管理する指標】 ・県管理河川の整備延長 ・土砂災害防止設備箇所 ・山地災害危険地区の整備地区数 ・基幹農業水利施設の更新整備数	26.7km※ (太田川水系) 4,190地区※ (県全体) 1,994箇所※ (県全体) 75施設※ (県全体)	令和10年度 令和10年度 令和10年度 令和10年度
自然環境	間伐や森の力再生事業などの森林整備推進、生育・生息地の保全等	【健全な水循環の状態を表す指標】 ・森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	11,000ha/年※ (県全体)	令和10年度
		【施策の進捗状況を管理する指標】 ・森の力再生面積	25,881ha※ (県全体)	令和10年度
暮らし	農地の多面的機能の維持・発揮、リバーフレンドシップによる活動の支援等	【健全な水循環の状態を表す指標】 ・多面的機能支払交付金の活動面積 ・リバーフレンドシップの活動が行われている河川数	維持または向上 (圏域内) 維持または向上 (圏域内)	令和10年度 令和11年度
		【施策の進捗状況を管理する指標】 ・リバーフレンドシップ制度を活用する団体数	850団体 (県全体)	令和9年度

※ 暫定値です。策定中の他計画（静岡県総合計画等）との整合を確認後、確定します。

8. 流域水循環計画の推進

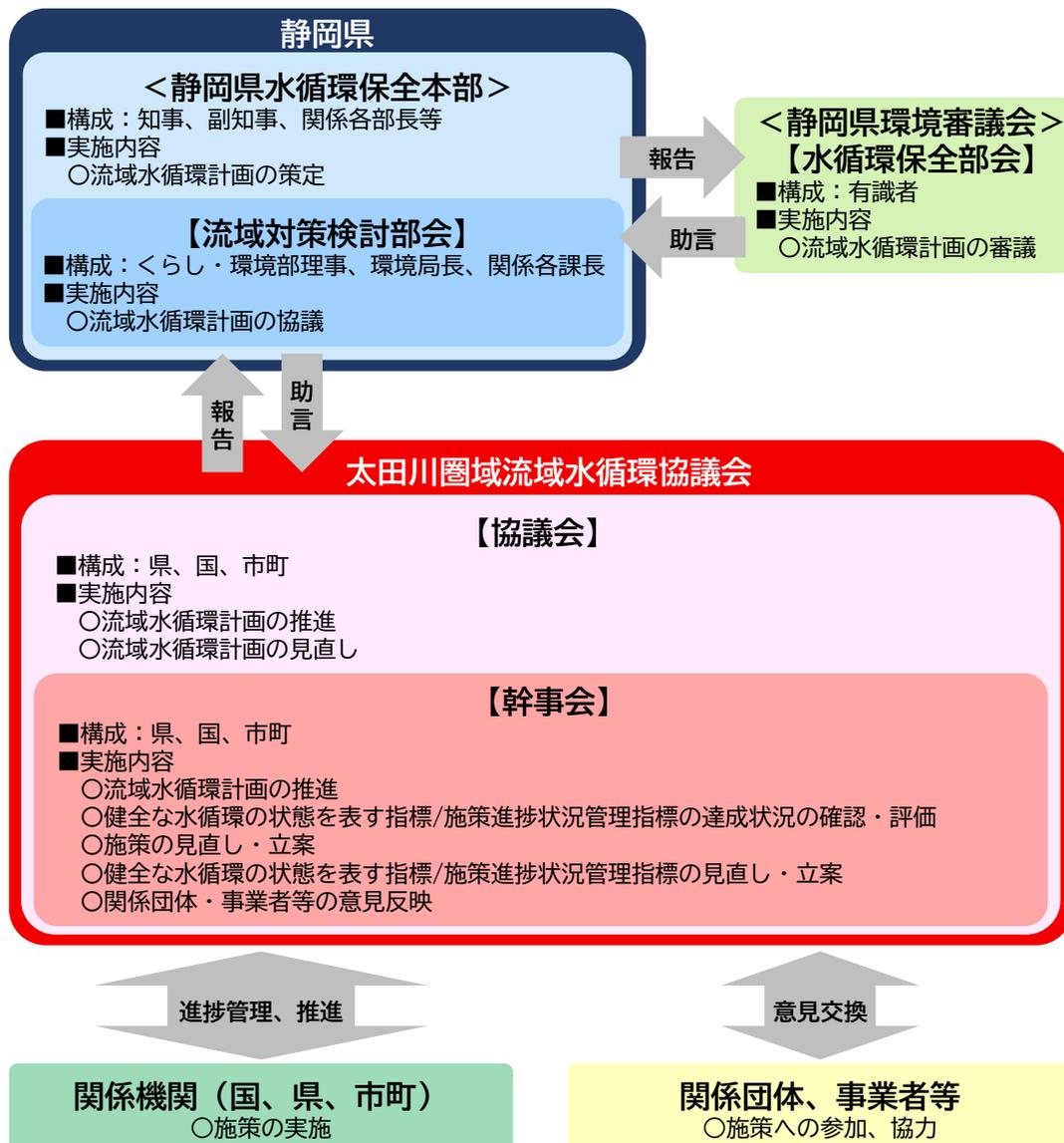
● 施策の実施主体の役割分担

健全な水循環の保全を推進するためには、国、県、市町の行政機関、企業・団体等及び住民の各主体が、それぞれの立場に応じた役割分担に基づき、自主的・積極的に施策に取り組む必要があります。

● 計画の推進と進捗管理

「太田川圏域流域水循環協議会」が中心となり、健全な水循環の状態を表す指標や施策の進捗状況を管理する指標を用いて計画の進捗管理を行いながら、関係機関と連携して取組の推進を図ります。

指標により進捗管理を行わない施策についても、実施状況やそれに伴う改善状況を把握し、また必要な調査を行うなどして、本協議会において進捗状況を確認し、推進を図ります。



計画の推進と進捗管理体制

環 政 第 1 8 0 号
令 和 8 年 1 月 2 6 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友

第 4 次静岡県環境基本計画の改定について（諮問）

第 4 次静岡県環境基本計画の改定について、静岡県環境基本条例第 9 条第 3 項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

第 4 次静岡県環境基本計画の改定

(環境局環境政策課)

1 要 旨

令和 4 年 3 月に策定した第 4 次静岡県環境基本計画について、環境を取り巻く状況の変化に迅速に対応するために、5 年を目処に見直しを行うこととしていることから、改定を行う。

2 静岡県環境基本計画の位置づけ

静岡県環境基本計画は静岡県環境基本条例(第 9 条)に基づき策定され、静岡県総合計画を環境面から補完する環境部門の大綱として位置づけ。

3 改定の方向性

(1) 深刻化する環境問題への対応

地球規模の環境問題として、気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面している。こうした情勢変化を的確に捉え、新たな課題を踏まえ、重点的に取り組む。

区 分	キーワード
気候変動	地球温暖化の進展による気象災害の頻発化 (熱中症、猛暑日、集中豪雨等)
生物多様性の損失	ネイチャーポジティブ (30by30)、クマ類による人身被害
汚染	海洋プラスチックごみ汚染

(2) 国の第六次環境基本計画との整合

令和 6 年 5 月に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っているということが示された。

また、環境保全とそれに通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」が目的に明記された。

こうした方向性を計画改定に取り入れ、分野横断的な視点で政策を展開する。

(3) 現計画における成果と課題を踏まえた対応

現計画の成果と課題を踏まえ、取組の見直しや拡充を実施する。

4 策定スケジュール

期 間	会議等の開催
令和 8 年 1 月 26 日	環境審議会 (諮問)
6 月	環境審議会企画部会 (骨子案)
11 月	環境審議会企画部会 (計画素案)
12 月	パブリックコメント
令和 9 年 1 月	環境審議会企画部会 (答申案)
2 月	環境政策推進委員会幹事会、環境審議会 (答申)
3 月	第 4 次静岡県環境基本計画改定

「第 4 次静岡県環境基本計画」の改定

 暮らし・環境部環境局環境政策課

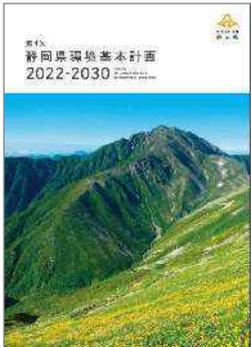
「第 4 次静岡県環境基本計画」の基本的事項

● 策定趣旨

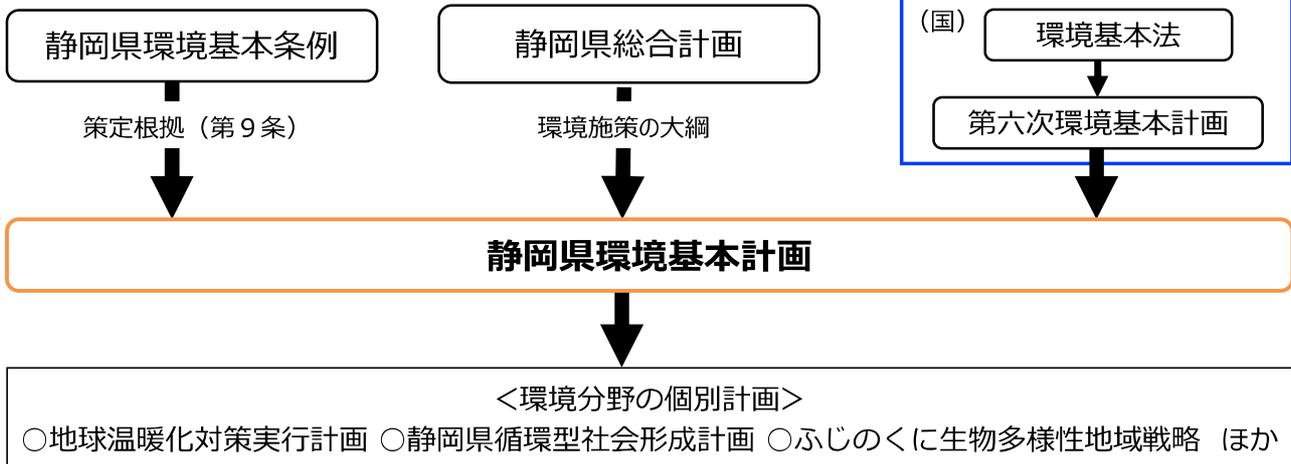
静岡県環境基本条例第 9 条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

● 計画期間

2022（令和 4）年度から 2030（令和 12）年度までの 9 年間
※環境を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、5 年程度を目処に見直しを行う



● 計画の位置づけ



「第4次静岡県環境基本計画」の概要

●将来像

地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、
「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現

●取組の方向

恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展



資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う「地域循環共生圏」の創造



●施策展開

①脱炭素社会の構築

～カーボンニュートラルの実現～

②循環型社会の構築

～資源循環と自然循環の促進～

③良好な生活環境の確保

～安全・安心な暮らしを守る～

④自然共生社会の構築

～人と自然との関係を見つめ直す～

⑤環境と調和した社会の基盤づくり

～全てに共通する施策～

3

「第4次静岡県環境基本計画」の環境指標の進捗状況

18項目の成果指標及び51項目の活動指標を設定し、進捗状況の把握を行っている。

●環境指標の達成状況

- ・18項目の成果指標のうち、14項目の指標が数値目標の達成に向け順調に推移している。
- ・51項目の活動指標のうち、40項目の指標が数値目標の達成に向け順調に推移している。

区分	成果指標						活動指標					
	目標以上	A	B	C	基準値以下	計	目標以上	A	B	C	基準値以下	計
脱炭素社会の構築	0	0	4	0	2	6	8	0	9	1	2	20
循環型社会の構築	3	0	0	0	0	3	3	0	0	3	0	6
良好な生活環境の確保	2	0	0	0	0	2	3	0	3	0	2	8
自然共生社会の構築	1	0	3	1	0	5	3	0	6	1	2	12
環境と調和した社会の基盤づくり	1	0	0	1	0	2	5(2)	0	0	0	0	5(2)
計	7	0	7	2	2	18	22(2)	0	18	5	6	51(2)

※基準値から中間目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。
 ※「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内であるB以上のものを順調に推移しているとする。
 ※ () は再掲の指標

4

「第4次静岡県環境基本計画」の主な取組

① 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルの実現～

(1) 徹底した省エネルギー社会の実現

- ・ 中小企業等の脱炭素経営を推進するための省エネ・再エネの設備整備に対して支援
- ・ 県内全13金融機関、県、商工団体、大学等で構成する「しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム」を設立（R6年度）し、脱炭素人材の育成を支援

(2) エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

- ・ 事業所等への太陽光設備導入や、小水力、バイオマス等の設備導入を推進
- ・ 水素エネルギーの利用拡大に向けた先進的取組を支援

(3) 技術革新の推進

- ・ 再エネ及び省エネに資する先進的な技術支援に対して助成
- ・ C N Fなどのセルロース素材の社会実装に向けた取組の推進

(4) 吸収源対策の推進

- ・ 林業経営体等が行う森林経営計画の作成、間伐等の実施を支援

(5) 気候変動影響への適応

- ・ 関係団体・市町等と連携した普及啓発



金融コンソーシアム設立総会

5

「第4次静岡県環境基本計画」の主な取組

② 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進～

(1) 3Rの推進

- ・ 県ホームページ、SNSでの広報活動
- ・ 海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」の展開

(2) 廃棄物適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物処理業者や施設設置者に対する立入検査の実施
- ・ 不法投棄対策のためのパトロールの実施

(3) サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

- ・ 使用済紙おむつの再資源化導入を検討する市町や事業者との勉強会の開催
- ・ リサイクル製品の認定及びその利用促進

(4) 自然資源の循環

- ・ 森林施業の集約化、路網整備、機械化等の一体的な促進
- ・ 県産材の利用促進



6R県民運動

6

「第4次静岡県環境基本計画」の主な取組

③ 良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～

(1) 「命の水」と健全な水循環の確保

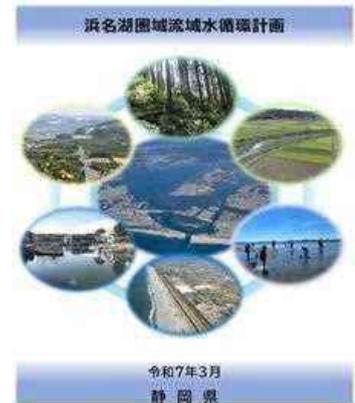
- ・一級河川等の水系を軸に、県内8圏域において、流域水循環計画を順次策定（R6年度：浜名湖圏域 R7年度：太田川圏域）
- ・水道事業の広域化の推進方針を定めた「静岡県水道広域化推進プラン」を策定（R4年度）

(2) 水質・大気等の環境保全

- ・県内の公共用水域及び地下水の水質の状況を監視
- ・大気の汚染状況や騒音等を監視

(3) 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保

- ・不適切な盛土等の通報窓口「盛り土110番」により、通報に基づく迅速な現地確認及び是正指導を実施



浜名湖圏域流域水循環計画

7

「第4次静岡県環境基本計画」の主な取組

④ 自然共生社会の構築 ～人と自然との関係を見つめ直す～

(1) 生物多様性の確保

- ・静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、16種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制
- ・生態系に深刻な影響を及ぼしているニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な個体数まで減らすための管理捕獲を実施
- ・生息域の拡大や人の生活圏への出没が懸念されるツキノワグマについて、生息実態調査等の科学的根拠に基づく適切な保護と管理を推進

(2) 自然環境の保全

- ・富士山におけるボランティアとの協働による清掃活動、植生の保全、外来植物の防除・除去等を推進

(3) 人と自然との共生

- ・県内各地で森づくりイベントを開催する「森づくり県民大作戦」の展開



防鹿柵の設置

8

「第4次静岡県環境基本計画」の主な取組

⑤ 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～

(1) 環境と経済の好循環の創出

- ・環境課題の解決に貢献する事業アイデアを育成・表彰する「SDGsビジネスアワード」を開催

(2) 環境にやさしいライフスタイルの実践

- ・県民運動の展開
ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」
海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」ほか

(3) 環境保全の担い手育成

- ・環境学習指導員や森林環境教育指導者の育成研修の実施
- ・環境学習ポータルサイト「ふじのくに環境ラボ」を開設（R4年度）

(4) 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

- ・イノベーションを促進する「研究開発」
- ・安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」



SDGsビジネスアワード表彰式

9

改訂版計画の見直しの方向性

① 深刻化する環境問題への対応

<環境問題を巡る近年の動き>

環境全般

- ・「我々の地球は、『気候変動』『生物多様性の損失』『汚染』という3つの世界的危機に直面している。」（2023年2月：国連「グローバル環境見通し GEO-7」）
- ・2023年7月、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明

脱炭素社会の構築

- ・世界気象機関（WMO）は、2025年1月、2024年の世界平均気温が、産業革命前の水準と比べて1.55度上回ったと発表（パリ協定目標＝「1.5度」）

循環型社会の構築

- ・2024年8月閣議決定「第五次循環型社会形成推進基本計画」
- ・循環経済への移行を前面に打ち出し、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定

良好な生活環境の確保

- ・PFAS（有機フッ素化合物）の環境汚染問題が顕在化
- ・世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年までにほぼ3倍になると予測（2022 OECD）

自然共生社会の構築

- ・2023年3月閣議決定「生物多様性国家戦略2023-2030」：ネイチャーポジティブ、30by30
- ・クマ類による人身被害の発生件数が長期的に増加傾向

環境と調和した社会の基盤づくり

- ・「人類の活動は、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある。」（2024年5月閣議決定「環境基本計画」）

10

改定版計画の見直しの方向性

②国の第六次環境基本計画との整合（令和6年5月閣議決定）

- ・環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っている
- ・環境保全とそれに通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」が目的に明記された



11

改定版計画の見直しの方向性

③現計画における成果と課題を踏まえた対応

引き続き、各分野の取り組みを着実に進めるとともに、現計画の成果と課題を踏まえ、取組の見直しや拡充を実施

■ CAPDサイクル



12

スケジュール

日 程	会議等の開催
令和8年1月26日	環境審議会（諮問）
6月	環境審議会 企画部会（骨子案）
11月	環境審議会 企画部会（計画素案）
12月	パブリックコメント
令和9年1月	環境審議会 企画部会（答申案）
2月	環境政策推進委員会幹事会 環境審議会（答申）
3月	第4次静岡県環境基本計画改定

環 廃 第 5 0 1 号
令和 8 年 1 月 26 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県知事 鈴木 康友

第 5 次静岡県循環型社会形成計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物の減量
その他その適正な処理に関する計画の内容を包含する第 5 次静岡県循環型社会形
成計画の策定について、同条第 3 項の規定に基づき諮問します。

担 当 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 2 6

(参考)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

第 5 次静岡県循環型社会形成計画の策定

(くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課)

1 要 旨

第 4 次静岡県循環型社会形成計画（令和 4 年度～令和 8 年度）の計画期間が満了するため、次期計画を令和 8 年度中に策定する。

2 計画の位置付け

- ・本計画は法令等に基づく以下の 3 つの計画に位置付けられる。

計 画 名	根拠法令及び計画
循環型社会形成計画	国の第五次循環型社会形成推進基本計画
廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減の推進に関する法律

- ・県の総合計画を環境面から補完する「静岡県環境基本計画」の廃棄物分野の個別計画にも位置付けられる。

3 第 4 次静岡県循環型社会形成計画（現行）の概要

計画期間	令和 4 年度から令和 8 年度まで(計画期間 5 年間)				
標 語	“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。 ～ふじのくにのゼロエミッション～				
目標指標	区分	目標指標	R1 (基準)	R5 (現状)	R8 (目標)
	一般廃棄物	1 人 1 日当たりの排出量(g/人日)	885	807	848
		1 人 1 日当たりの最終処分量(g/人日)	43	35	39
	産業廃棄物	最終処分量 (千トン/年・毎年度)	229	228	229
	* 第 3 次計画では一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分率を指標としていたが、サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくりを推進するに当たって、最終処分までの過程で市町や処理業者がリサイクルを徹底し、最終処分量を可能な限り減らすことが必要であることから、最終処分量を指標とした。なお、一般廃棄物については、人口減少の影響を排除するため 1 人 1 日当たりとした。				
基本方針	基本方針 1 3 R の推進 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進 基本方針 3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり				

(参考) 県計画と関連する国計画等の策定期期

計画	策定期期	H28	H30	R4	R6	R7	R9
		3 月	6 月	3 月	8 月	2 月	3 月
循環型社会形成推進基本計画(国) (第一次計画 H15 策定)			○ 第四次計画 策定		○ 第五次計画 策定		
廃棄物処理基本方針(国)						改定	
静岡県環境基本計画				○ 第 4 次計画 策定			改定
静岡県循環型社会形成計画 (第 1 次計画 H18 年策定)		○ 第 3 次計画 策定		○ 第 4 次計画 策定			○ 第 5 次計画 策定

4 第5次静岡県循環型社会形成計画策定の背景・課題

- 一般廃棄物排出量は令和元年以降減少が続いているものの、最新値である令和5年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている期間内のため、令和6年度の実績値の確認をするとともに、国の目標値を踏まえて長期的な削減に取り組む。
- 国は、新たな市場の創造、国民生活の改善のため、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた。このことから、地域においても資源循環の基盤づくりを促進する。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）等、新たなリサイクル法を含めた各種法令に対応した施策の実施に取り組む。
- 国際的な課題となっている海洋プラスチックごみ問題に的確に対応し、県民が一丸となって海洋プラスチックごみの発生抑制、海洋流出防止に取り組む。
- 食品ロスの削減のため、家庭系・事業系のそれぞれからの排出の削減を図る。
- 頻発する災害に伴って発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。
- 人口減少による非効率的なごみ処理施設運営等の課題に対応するため、市町と連携のもと、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進する。
- 不法投棄の手口の悪質・巧妙化、山林など人目につきにくい場所への投棄、リサイクルや有価物と称した偽装など、不適正な行為を見抜くことが難しくなっていることから、不法投棄や不適正処理の未然防止・早期発見・早期対応をする必要がある。

5 第5次静岡県循環型社会形成計画の主な内容

第4次計画の取組を継続するほか、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、以下の項目を柱として構成する。

- (1) サーキュラーエコノミーに向けた資源循環の促進
- (2) 3Rの推進
- (3) 廃棄物適正処理の推進

6 次期（第5次）計画の計画期間

令和9年度を初年度とする令和13年度までの5年間とする。

7 スケジュール（予定）

年月	概要	審議内容等
8年 1月	環境審議会	諮問、廃棄物リサイクル部会設置
5月	第1回廃棄物リサイクル部会	現計画進捗状況、新計画の基本的な策定方向
9月	第2回廃棄物リサイクル部会	新計画の施策体系、新計画素案
11月	第3回廃棄物リサイクル部会	新計画案
12月	パブコメ実施	県民意見聴取
9年 1月	第4回廃棄物リサイクル部会	新計画最終案
2月	環境審議会	部会報告、最終審議、答申

第5次循環型社会形成計画 の策定について

令和8年1月26日

くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

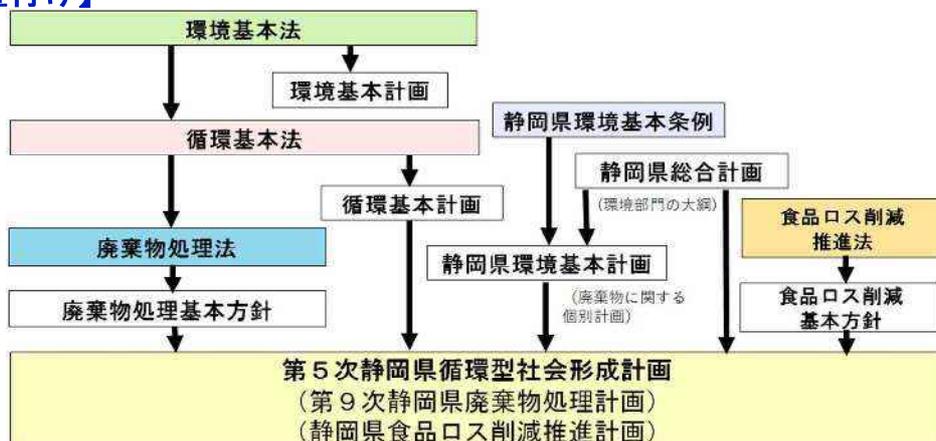
1

静岡県循環型社会形成計画の概要

【計画策定の趣旨】

県民、事業者、行政の主体的行動を促し、持続可能な循環型社会の形成を推進するために策定

【計画の位置付け】



2

第4次静岡県循環型社会形成計画における主な取組

基本方針1：3Rの推進

【主な施策】

- ・ 廃棄物の発生抑制・再使用の推進
- ・ プラスチックごみ対策の推進

基本方針2：廃棄物適正処理の推進

【主な施策】

- ・ 事業者指導の強化と優良事業者の育成
- ・ 不法投棄対策の推進

基本方針3：サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

【主な施策】

- ・ 新たなプラスチック戦略の推進
- ・ 食品ロス対策の推進
- ・ 循環産業の振興支援

3

第4次循環型社会形成計画の進捗と評価

成果指標	R1 (基準)	R2	R3	R4	R5	R8 (目標値)	達成度 評価	全国 平均
1人1日当たりの 一般廃棄物の排出量	885g	858g	843g	840g	807g	848g	○	851g
1人1日当たりの 一般廃棄物の 最終処分量	43g	40g	36g	36g	35g	39g	○	69g
産業廃棄物の 最終処分量	229千t	219千t	228千t	232千t	228千t	229千t	○	-

4

第5次静岡県循環型社会形成計画の概要

【計画の期間】

令和9～13年度（5年間）

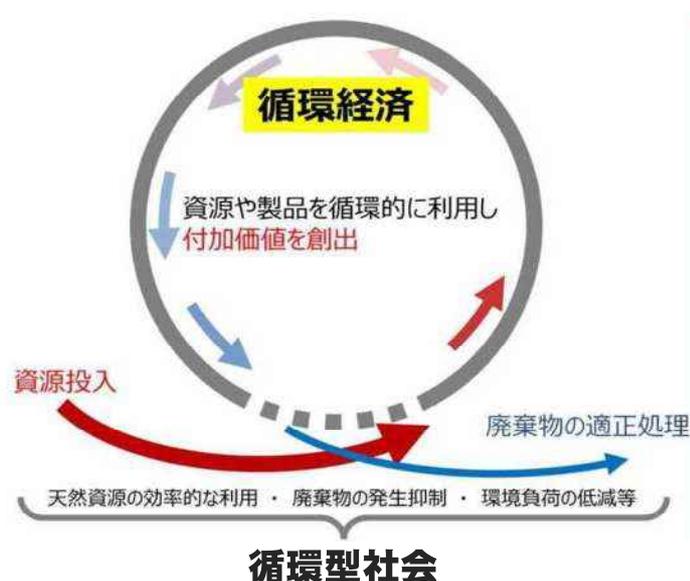
【計画に盛り込む事項】

- (1)循環基本法等に基づく循環型社会の形成に関する計画
- (2)廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画
- (3)食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画
- (4)各種リサイクル法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法に関する施策

5

第5次循環型社会形成計画策定の方向性

国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）との整合



第五次循環型社会形成推進基本計画（国）
の目指す方向

環境保全を前提とした
循環型社会の形成と、
持続可能な社会の実現

第5次循環型社会形成推進計画（県）
の目指す方向

地域における資源循環を進め、
廃棄物処理コストを可能な限り抑制

6

第5次循環型社会形成計画策定の方向性

(基本方針案)

1. サーキュラーエコノミーに向けた資源循環の促進
2. 3Rの推進
3. 廃棄物適正処理の推進

7

第5次循環型社会形成計画策定の方向性

国の「廃棄物処理基本方針」との整合

(第4次計画)

成果指標	目標数値の考え方
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量	毎年5.3gの減少 (第3次計画期間の削減率の実績と同じ)
1人1日当たりの一般廃棄物の最終処分量	令和元年度の実績(43g)から1割削減
産業廃棄物の最終処分量	基準年(R1)の現状(229千トン/年)を維持



(第5次計画案)

成果指標	目標数値の考え方
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量	(参考) R12年度にR4年度比9%(国)
1人1日当たりの一般廃棄物の最終処分量	(参考) R12年度にR4年度4%減(国)
産業廃棄物の最終処分量	現状値(228千トン/年)を踏まえ策定

8

今後のスケジュール

期 間	会 議 等 の 開 催
令和8年1月	環境審議会（諮問）
5月	第1回廃棄物リサイクル部会（基本方針）
9月	第2回廃棄物リサイクル部会（素案確認）
11月	第3回廃棄物リサイクル部会（計画素案）
12月	パブリックコメント、ごみ減量・リサイクル推進委員会・市町への意見聴取
令和9年1月	第4回廃棄物リサイクル部会（答申案）
2月	環境審議会（答申）
3月	第5次循環型社会形成計画策定

企画部会審議結果

(静岡県環境審議会 企画部会)

令和7年11月4日に開催した第1回企画部会において、第4次静岡県環境基本計画の進捗状況について審議したので、結果を報告する。

1 現状評価状況

(1) 成果指標

18項目のうち、14の指標(78%)が目標達成に向け順調に推移。

区 分	指標数(達成状況区分別)					計
	目標値以上	A	B	C	基準値以下	
ア 脱炭素社会の構築	0	0	4	0	2	6
イ 循環型社会の構築	3	0	0	0	0	3
ウ 良好な生活環境の確保	2	0	0	0	0	2
エ 自然共生社会の構築	1	0	3	1	0	5
オ 環境と調和した社会の基盤づくり	1	0	0	1	0	2
計	7	0	7	2	2	18

(2) 活動指標

51項目のうち、40(うち2つは再掲)の指標(78%)が目標達成に向け順調に推移。

区 分	指標数(達成状況区分別)					計
	目標値以上	A	B	C	基準値以下	
ア 脱炭素社会の構築	8	0	9	1	2	20
イ 循環型社会の構築	3	0	0	3	0	6
ウ 良好な生活環境の確保	3	0	3	0	2	8
エ 自然共生社会の構築	3	0	6	1	2	12
オ 環境と調和した社会の基盤づくり	5(2)	0	0	0	0	5(2)
計	22(2)	0	18	5	6	51(2)

() は再掲指標の内数

2 意見等

区 分	内 容
脱炭素社会の構築	森林整備面積と木材生産量に関して、目標を達成できていないため、自然災害を前提とした目標値の設定や施策の展開を進めるべき。
循環型社会の構築	今後、大量廃棄が予想される太陽光パネルのリサイクルについて、県の現状と考えを聞きたい。
良好な生活環境の確保	地下水の現状把握において、より面的に見ることのできる衛星画像の活用を検討してもらいたい。
自然共生社会の構築	クマの問題については、その原因として気候変動や森林減少といった環境問題があることを一緒に発信していくとよい。
環境と調和した社会の基盤づくり	環境教育の情報発信は、ターゲットを明確にし、教育委員会等と連携していけるとよい。

温泉部会審議結果 (令和7年度第2回)

(静岡県環境審議会 温泉部会)

1 温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請について

(1) 答申までの経過

令和7年9月24日 環境審議会へ諮問
 令和7年9月26日 温泉部会付託
 令和7年10月20日 温泉部会審議
 令和7年10月20日 環境審議会答申

(2) 諮問内容及び審議結果

番号	諮 問 内 容			審 議 結 果
	行為	掘削等の場所	概 要	
1	掘削	富士市大淵	一般地域 深度 1,500m 口径 100A	申請のとおり許可することが適当である。
2	動力装置	浜松市浜名区 都田町	一般地域 水中ポンプ 15kw 57L/分	申請のとおり許可することが適当である。

2 参考

○温泉法

第一条(目的) この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
第三条(土地の掘削の許可) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第十一条(増掘又は動力の装置の許可等) 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問) 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

・手数料：掘削申請 14 万円、増掘申請 13 万円、動力装置申請 11 万円